

# 生活福祉資金（教育支援資金）の案内

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会

## 1. 目的

低所得世帯に対し、高等学校等、大学、短大または高等専門学校に就学または入学するのに必要な経費を貸与する。

## 2. 教育支援資金の種類および貸付条件

### ① 教育支援費（注1）

高等学校 月額 35,000 円以内

短期大学 月額 60,000 円以内

大学 月額 65,000 円以内

\* いずれも期間は最短修業年限まで。

### ② 就学支度費（注2）

上記学校への入学に際し必要な経費 500,000 円以内

（注1） 就学するのに必要な学費等としてかかる金額から自己資金、公立高校の授業料無償化および就学支援金制度で対応できる金額を除き、限度額の範囲で貸付ける。原則、納付期限を過ぎている学費については、貸付けできない。また、他制度が優先のため、他制度による貸付が可能な場合は対象外となる。

（注2） 入学に際して必要な支度費としてかかる金額から自己資金で対応できる金額を除き、限度額の範囲で貸付ける。納付期限を過ぎている経費については、貸付けできない。また、他制度が優先のため、他制度による貸付が可能な場合は対象外となる。ただし、授業料等については他制度を利用し、就学支度費のみ本制度を利用することは可能。

## 3. 償還について

① 据置期間 卒業後 6 か月以内

② 償還期限 原則 10 年以内

③ 貸付利子 無利子

## 4. 貸付対象世帯

岐阜県内に居住している生活保護世帯または世帯収入が一定基準以下の世帯（市町村民税非課税・均等割課税程度）。

外国人の場合は、外国人登録が行われていて住民票および在留カードで確認でき、現在地に6か月以上居住し、将来とも永住が確実に見込まれること。

## 5. 民生委員の調査・支援について

申込みにあたり、居住地を担当する民生委員が調査を行う。また貸付後は、民生委員の必要な相談支援を受けることになる。

## 6. 借入のご相談・申込みは居住している市町村社会福祉協議会または民生委員まで。

\*案内パンフレットを希望される方は、大橋（職員室）まで連絡してください。